

## 正しい軍事知識に基づく 実りある議論を

元空将 織田邦男

政府は平成三十年度予算案に、戦闘機搭載用の三種類の長射程対地・対艦ミサイルの関連経費を計上した。

この射程が五百～九百キロメートルと比較的長いことから、メディアは、またぞろ「パブロフの犬」よろしく「専守防衛」「敵基地攻撃能力」「矛と楯」「違憲」と反射的に反発した。

だが報道を見る限り、正確な軍事的知識を欠いたまま、言葉だけが独り歩きしているようだ。

メディアは「これほど長射程のミサイルがイージス艦防護や離島防衛に不可欠とは言えない。長距離巡航ミサイルの導入は、専守防衛の枠を超えると言うほかない」（朝日新聞）とか、「専守防衛に関する

という言葉はあるが、「専守防衛」という用語はない。そもそも政治的用語であり、実務的な議論では弁別して使用しなければならない。

「専守防衛」をもっぱら「防御」のみと解釈する向きもあるが大きな誤りだ。

「専守防衛」は、もちろん攻撃力を否定したものではない。パンチ力を持たず、打た

れるだけのボクサーが試合には絶対勝てないよう、侵略した敵を撃退する攻撃能力を持たないのは、自衛権を放棄しているに等しい。

政府は長距離ミサイルの導入について、「敵の射程外から脅威を排除し、安全に作戦を行うため」「離島に敵の艦船や上陸部隊が侵攻してきた場合の対処や、弾道ミサイルを警戒中のイージス艦の防護のため」と説明し、小野寺防衛大臣は、「長距離巡航ミサイルの導入は、敵基地攻撃を目的としておらず、専守防衛に反しない」と述べる。

正しい軍事知識に基づく実りある議論を



織田 邦男（おりた・くにお）

サルタント代表、東洋学園大学講師（非常勤）、日本戦略研究フォーラム政策提言委員。

元空将。昭和二十七年生まれ。兵庫県明石市出身。四十九年、防衛大学校卒業後、航空自衛隊入隊。五十二年、F4戦闘機操縦者として第六航空団（小松）に勤務。米スタンフォード大学客員研究员、第二航空団飛行群司令や航空支援集団司令官（イラク派遣航空部隊指揮官を兼務）などを経て平成二十一年に退職。同年から三菱重工防衛・宇宙ドメイン顧問に就任し、二十九年に退職。本誌平成二十一年十一月号から二十七年三月号までペンネーム「宇佐静男」で『現代防人考』を寄稿。著作集・<http://aiminghigh.web.fc2.com/archive.html>

わる重大な政策変更の可能性をはらむ新装備の導入としては唐突な印象を拭えません」（NHK時論公論）と述べる。これらの主張は雑駁で曖昧なまま「専守防衛」を乱用しているだけであり議論の混迷を助長している。

「専守防衛」とは、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう」（防衛白書）

軍事用語には「戦略守勢」

仮に中国軍が我が国の領土である尖閣諸島を占領したと

しよう。占領された尖閣を奪還するには、上陸部隊の防空網を突破して、これを攻撃する必要がある。

中国軍は当然、尖閣に地対空ミサイルを搬入するだろう。中国軍が現在保有する対空ミサイルシステムS-400（ロシア製）の射程は約四百キロメートルである。それを撃退するには、四百キロメートル以遠から攻撃しなければ自衛隊は甚大な被害を被ることは誰でもわかる。

敵より長射程のミサイルでもって乗員の安全を確保しつつ、艦艇や上陸部隊を航空機から効果的に攻撃できる能力を「スタンドオフ能力」とい

ちり」である。  
今回の長射程ミサイルは、「敵基地攻撃能力」というジグゾーパズルの一つのピースにはなり得る。だからといって、これだけでは「敵基地攻撃能力」のジグゾーパズルはとても完成しない。

「敵基地攻撃能力」には、防空網制圧能力、電子戦能力、サイバー攻撃能力はもとより HUMINT（Human Intelligence）を中心とする各種情報能力が不可欠だ。精密爆撃にはリアルタイムの精密情報が欠かせない。リアルタイム情報なしに「敵基地攻撃」という作戦は不可能である。偵察衛星はこの役割を果た

う。スタンドオフ能力は国民や乗員の被害を局限しなければならない専守防衛だからこそ必要なのである。

軍事技術の進化は日進月歩であり、防空網の射程は今後益々延伸傾向にある。

今回の長射程ミサイルの導入は早くて五年後であり、その後十年以上も使い続けることになる。つまり十五年後にも使う可能性のあるミサイルの射程が約九百キロメートルというのは、軍事的合理性からみても何ら不自然ではない。十五年後の防空網の射程が九百キロメートル以下という必然性はどこにもない。

「これほど長射程のミサイ

ルがイージス艦防護や離島防衛に不可欠とは言えない」と主張するのであれば、「不可欠とは言えない」軍事的根拠を示してもらいたいものだ。現場感覚からすれば、メディアの主張は自衛隊に対し「特攻隊」を強要しているとしか思えない。

### 誤解

次なるポイントは「敵基地攻撃能力の保有」という批判だろう。「政府は『自衛隊は敵基地攻撃能力を持たない』と繰り返し答弁してきた。どう整合性をつけるのか」と野党は反発する。この反発も軍事的知識不足からくる「早と

すことはできないし、日本には情報能力が致命的に欠けている。また攻撃後の破壊成果を検証できる評価能力も欠かせない。これらのピースが全て揃って初めて「敵基地攻撃能力」と言える。移動発射台に搭載された弾道ミサイル部隊を攻撃するのは、尖閣の上陸部隊を攻撃するようにはいかないのだ。

射程が長いから「敵基地攻撃能力」になるというのは、まるで魚屋さんが刺身包丁を買おうとしたら、「殺人の凶器」になるから買うなど主張するようなものである。「朝鮮半島内陸部まで射程圏内に収める能力がある以上、海の

向こうの敵基地攻撃にも使うのではないかと勘織られても仕方があるまい」という某新聞の社説は、軍事的知識レベルの低さを暴露している。筆者は「敵基地攻撃能力」が不需要と言っているのではない。この能力は新しい「防衛計画の大綱」の中でしつかり位置づけ、着実に整備していく必要がある。弾道ミサイル防衛は「専守防衛」そのものである。だがいくらミサイル防衛網を強化しても、ミサイルを100%撃ち落とすことは不可能である。我が国がミサイル攻撃を受けた場合、第二撃以降のミサイルを発射前に地上で破壊するのは弾道ミサ

イル防衛であり「専守防衛」

そのものである。まさに「相

手から武力攻撃を受けたとき

にはじめて防衛力を行使し、

その態様も自衛のための必要

最小限にとどめた」ものであ

り、「受動的な防衛戦略の姿

勢」である。

## 矛と盾

、こう述べると、「日本の安

全保障は、米軍が攻撃を担う

『矛』、自衛隊が守りに徹する

『楯』の役割を担ってきた。

この基本姿勢を変える

のか」と反発が返ってくる。

だがこれは誤り

である。「矛と楯」の

日米役割分担は、とっ

くに変化している。

二〇一五年改訂の新

ガイドラインでは「彈

道ミサイル攻撃に対処

するための作戦」に関

する役割分担をこう述べる。「自衛隊は、日

は、旧ガイドラインにあつた

「敵基地攻撃能力」に関する

用を考慮する」（下線筆者）

とある。

弾道ミサイル防衛に関して

は、「」のシステムは発射

前のミサイル脅威を破壊する

能力を含む」…筆者訳）

記述、つまり「（米軍は）必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する」という

一文は、新ガイドラインではもはや消滅している。「弾道ミサイル防衛」に関しては、

「打撃力を有する部隊の使用」を含め自衛隊が主体的に実施し、米軍はそれを「支援し、補完」するという役割分担に変わっているのだ。

日米同盟の役割分担のだから、日本が一方的に手前勝手に解釈することは許されない。米国の考え方はどうか。

二〇一七年十二月に公表された米国国家安全保障戦略では、弾道ミサイル防衛システムについて、次のように述べる。

"This system will include the ability to defeat missile threats prior to launch."（「」のシステムは発射前のミサイル脅威を破壊する能力を含む」…筆者訳）

新ガイドラインの記述と併せて読めば、「敵基地攻撃能力」は弾道ミサイル防衛の範疇であり、日本が主体的に実施しなければならないことは明白である。

では、「矛と楯」の役割分担が完全に消えたのかというとそうではない。新ガイドラインにも明確に記述している箇所がある。作戦構想の「領域横断的な作戦」では、「米軍は、自衛隊を支援し及び補

## 日米の役割分担の考え方

【「日米防衛協力のための指針（2015改訂）」（新ガイドライン）】《弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦》自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する

【「日米防衛協力のための指針（1997）」（旧ガイドライン）】自衛隊及び米軍は、弾道ミサイルに対処するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する

【米国国家安全保障戦略】（弾道ミサイル防衛について）このシステムは発射前のミサイル脅威を破壊する能力を含む（筆者訳）

本を防衛するため、弾道ミサ

イル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する」

一九九七年の旧ガイドラインと比較すれば、違いがよく

分かる。旧ガイドラインでは

「自衛隊及び米軍は、弾道ミ

サイル攻撃に対処するために密

接に協力し調整する。米軍

は、日本に対し必要な情報を

提供とともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使

用を考慮する」（下線筆者）

とある。

「矛と楯」に関する議論の未熟さは、懲罰的抑止と拒否的抑止を混同しているところから来る。相手に攻撃を思ふとまらせる抑止力には、主に懲罰的抑止と拒否的抑止がある。懲罰的抑止とは、「耐えがたい打撃を加える威嚇に基づき、敵のコスト計算に働きかけて攻撃を断念させる」

(防衛白書) ことをいう。日本は憲法の制約もあり、懲罰的抑止は、米国の「矛」つまり「拡大抑止」に全面的に依存してきた。日本が攻撃を受ければ、米国が核を含む報復で対応するという前提で抑止が保たれてきた。

拒否的抑止とは、「特定の攻撃的行動を物理的に阻止する能力に基づき、敵の目標達成可能性に関する計算に働きかけて攻撃を断念させるもの」(防衛白書)であり、弾道ミサイル防衛はこれに該当する。核ミサイルで威嚇、恫喝されても、弾道ミサイル防衛で「撃墜する」能力を持つことによって威嚇、恫喝を拒

施しなければならない。

懲罰的抑止と混同して米国の役割だと日本が手前勝手に考えても、米国は同意しない。主体的に実施するのは日本であり、米国はそれを支援し、補完するという役割分担が新ガイドラインで既に合意されているからだ。

混迷の原因は「敵基地攻撃能力」という用語にある。あたかも敵の領土を攻撃するかのようなイメージがあり、懲罰的抑止と混同しやすい。えて適切な用語にすれば、「発射前ミサイルの撃破」であり、弾道ミサイル防衛の範疇であることを明確にする必要がある。

今回の長射程ミサイル導入にあたって、政府は「あくまでわが国防衛のために導入するもので、敵基地攻撃を目的としたものではない」と述べる。現「防衛計画の大綱」には「敵基地攻撃能力」を規定しておらず、長射程ミサイルだけでは「敵基地攻撃能力」にはなり得ないから当然だ。

確かに述べ、「発射前ミサイル撃破能力」については、今後の「防衛計画の大綱」改訂にあわせて、早急に位置付けなければならない。

憲法改正議論がようやく本格的化しつつある。国会で実改正を実現してもらいたい。他方、現憲法下でも整備できることろ、整備すべきところは未だ多い。これらは憲法改正に係わらず整備しているところ、整備すべきところは未だ多い。これらは憲法改正論議に係わらず整備していかねばならない。防衛力整備に待ったはない。これまでの正論議に係わらず整備していない言葉遊びではなく、正しい軍事的知識に基づく地に足のついた議論を国政の場で望みたい。

#### 安全保障問題のキーワード

【専守防衛】相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のために必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう(防衛白書)

【懲罰的抑止】耐えがたい打撃を加える威嚇に基づき、敵のコスト計算に働きかけて攻撃を断念させる

【拒否的抑止】特定の攻撃的行動を物理的に阻止する能力に基づき、敵の攻撃目標達成可能性に関する計算に働きかけて攻撃を断念させるもの

防衛には、我が国に向け発射準備中のミサイルを地上で破壊するミサイル防衛である。重要なポイントは、弾道ミサイル防衛には、我が国に向け発射準備中のミサイルを地上で破壊することではない。

「矛と楯」議論の混迷は、弾道ミサイル防衛が懲罰的抑止ではなく拒否的抑止であり、しかも「敵基地攻撃能力」も含んでいることにもある。米国も明記するように、発射準備中の弾道ミサイルを地上で撃破するのは、弾道ミサイル防衛の範疇である以上、日本が主体的に実

壞することも含まれることだ。第一撃が日本に発射された後は、発射準備中のミサイルを地上で破壊する「敵基地攻撃能力」は、弾道ミサイル防衛そのものであり、専守防衛なのである。